

行政不服審査法案に関する論点についての意見

2009年12月2日

上智大学法科大学院長 小幡純子

1. 全般について

行政事件訴訟法が司法制度改革で改正された中、行政不服審査法の改正は必須。

せめて、行政事件訴訟法並みに、従来より、国民の権利救済を充実するために改正すべき

併せて、従来の現実にそぐわなかった点を改正

↓

全面改正

[従来] 処分庁への異議申立て [簡易な手続]

上級行政庁への審査請求 [中心] という二本立て

実際には、上級行政庁がない場合が多いのに、不合理

↓

審査請求に一本化

最低限の書面審理の体裁を整える。

・手続はより重いものとなり、かえって救済のハードルを高めるおそれがあるのではないかと

◎むしろ、不当・違法か否かの審査をきちんとやるための当然の最低限の手続というべき。

従来の行政不服審査制度では不十分なので、実際は救済できていなかった。

→かえって救済のハードルを高める? という批判全く当たらず。

「不当」については、裁判所ではできない審査なので、今後は、しっかり審理すべき。

処分に関与した者でない審理員が審査するのは当然・常識的なこと。

今回の改正案の利点 審理員が執行停止の意見書提出できる。第三者機関で公正に審理できること。

・既存の不服申立てに関する第三者機関は機能しているか?

◎現状の情報公開審査会は十分機能しているので、今回の行政不服審査会も有望。

[小幡 東京都・世田谷区・渋谷区で情報公開審査会・個人情報審査会の委員経験]

2. 行政不服審査会について

① 一律に諮問対象とするのでは手続が重くなるため、国民が希望する場合にのみ諮問するというような工夫が必要?

◎それでもよい。ただし、公正な判断求めたい国民は行政不服審査会の諮問を求めているのではないかと。希望者のみにしてもそれほどの違いはないかもしれない。

② 社会保険審査会等の既存の第三者機関についてはそのまま存置するというのは中途半端?

◎専門性にどの程度配慮するか? 抵抗も予想されるので、とりあえず効率性を重視して存置してもよいのではないかと。

③ 諮問機関ではなく、既存の第三者機関を統合し府省横断的な裁決機関とするか?

◎ 裁決機関にすると、分担管理原則への抵触等の問題提起される。裁決機関にこだわる必要はないのでは。情報公開審査会のような諮問・答申で実際には問題ない。

- ④ そもそも第三者機関を新設する必要はないのではないか？
- ◎審理員が十分機能するかという心配もあると聞いている。やはり、情報公開審査会が成功したように、第三者機関置いた方が制度としてより有効に機能することが期待できる。第三者機関には、マスコミ等の有識者も入り、透明性増す。
- ⑤ 行政不服審査会を総務省に置くことは「焼け太り」なのではないか？
- ◎別に総務省に置く必要はない。内閣府でもよいのでは。
- ⑥ 情報公開制度を後退させることになるのではないか？
- ◎分科会方式にすれば、現状と変わりなく運用できる。インカメラ・ヴォーンインデックスの機能も維持できる。
- ⑦ 地方公共団体にも第三者機関を置く必要性についてどう考えるか？
- ◎ぜひ必要。自治体は、皆、情報公開・個人情報保護審査会を設置しているので、行政不服審査の第三者機関を置くことにしても問題はない。例えば、情報公開・個人情報審査会と兼ねたとしても、「情報」は、行政の全分野にかかわるので、行政の実務をかなりよく勉強している。
- 保育所の入所問題などで、審査請求で第三者機関にいけるとなれば、需要が大きい。

3. 再調査の請求、不服申立前置について

- ① 再調査の請求前置についてどう考えるか？
- ◎2 か月待てば、審査請求にいけるので、それほど支障ない。
- 細かな事実認定を再調査でやり直すことで、審査庁の負担軽減がはかれるので、あってもよい。
- ② 訴訟の不服申立て前置についてどう考えるか？
- ◎不服申立て前置の範囲は絞っていくべきだと考えるが、行政事件訴訟法で、個別法の問題とされていて、行政不服審査法では何もできない。そうであれば、せめて、行政不服審査を充実させることに注力すべき。

4. その他

- ① 審理員の中立性が確保できるのか、との意見についてどう考えるか？
- ◎ スタッフ職などを活用。地味な職人肌の仕事の人材もある。
- ただし、心配であれば、第三者機関があればより安心。
- ② 弁護士以外の士業にも代理人資格を解放することについてどう考えるか？
- ◎ 弁護士法 72 条の問題
- 実際の審査請求は、補佐人など、弁護士以外の者が付き添う場合も多い。
- ③ 同時に行政手続法の改正において、非申請型義務付けや行政指導の中止の求め等の申立てでも新設されているので、こちらも是非とも改正を進めていただきたい。

以上